



様式第6号（第6条関係）

2020年 4月30日

（宛先）安曇野市議會議長 召田 義人

会派名 日本共産党安曇野市議団  
 代表者氏名 猪狩 久美子  
 経理責任者氏名 白井 泰彦

### 令和元年度政務活動費収支報告書

安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。

#### 1 収支決算

収入の部

（単位：円）

項目	決算額	備考
政務活動費	360,000	120,000円×3人
合計	360,000	

支出の部

項目	決算額	備考
調査研究費	78,380	野洲市視察研修 交通費 52,970円 宿泊代 25,410円
研修費	171,120	第48回市町村議会研修 交通費 36,960円 宿泊費 21,000円 受講料 91,500円 計 149,460円 多摩自治研究所研修 受講料及びテキスト代 21,660円 (25,000円の内 21,660円を充当)
広報費	110,500	会派広報紙の発行 (113,360円の内 110,500円を充当)
合計	360,000	

#### 2 収入支出差引残高

0 円

別紙

政務活動実施状況

活動名	日本共産党安曇野市議団ニュース発行	
活動区分	①調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	日本共産党安曇野市議団の議会活動を知らせる。	
活動の概要	日時	2019年 4月20日発行 2019年 8月 9日発行 2019年10月14日発行 2020年 1月20日発行
	研修先・主催者等	
	報告内容・実施したこと。	日本共産党安曇野市議団ニュースを発行し、配布した。
	まとめ（感想・市政に活かせること等）	日本共産党安曇野市議団ニュースを多くの人に読んでもらうことにより、日本共産党安曇野市議団の活動と安曇野市政、安曇野市議会の様子を理解してもらい、市政への関心を高めてもらうことができた。

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	野洲市視察研修	
活動区分	(1) 調査研究 (2)研修 (3)資料作成 (4)資料購入 (5)広報広聴 (6)要請・陳情 (7)その他	
活動の目的	野洲市の「債券管理条例」「くらしささえあい条例」「学校給食センター」「保育園の運営」について視察し、市政に反映させるため	
活動の概要	日時	2019年10月28日(月)～2019年10月29日(火)
	研修先・主催者等	野洲市役所 野洲市納税推進課、市民相談課、教育委員会、こども課
	報告内容・実施したこと。	債権管理条例・税等滞納者を支援につなげる くらしささえあい条例・滞納者の自立を支援する 学校給食センター・大きなセンターの抱える問題 保育園の運営・地域の実情に応じた運営
まとめ（感想・市政に活かること等）	債権管理条例・税等滞納者からの取り立てや滞納解消だけでなく、手厚い支援の必要な人として支援につなげる。 くらしささえあい条例・滞納者の生活や仕事を具体的に支援して、自立してもらうことによって納税者に変える。 学校給食センター・いくつかのセンターを1つの大きなセンターに変えたことにより、地産地消や遠方の学校への配送時間が長くなり、おいしい給食の提供ができないくなる。 保育園の運営・地域の実情や子どもの実態に応じた保育計画を立て、実践すること	

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	第48回市町村議会議員研修	
活動区分	① 調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別講演「自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える」 (講師 芝田英昭) を聴き、議員力向上に資する。</li> <li>・「公共交通」「財政分析」「医療保険制度」について講義を聴き、市政に反映させる。</li> </ul>	
活動の概要	日時	2019年11月5日(火)～2019年11月6日(水)
	研修先・主催者等	名古屋市ウインク愛知 (株)自治研究社
報告内容・実施したこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別講演「自治体再編の流れをみすえ、これからの社会保障を考える」 講師 芝田英昭</li> <li>・「持続可能な社会に向け交通圈を保障した地域交通政策を考える」 講師；可児紀夫</li> <li>・「市町村財政分析でひらく、まちの未来」 前半 市町村財政を考える前提 講師；渡辺繁博 後半 市町村財政分析に実技 講師；木村芳博</li> <li>・「介護保険・医療保険制度の現況と自治体の課題」 講師；服部万里子</li> </ul>	
まとめ（感想・市政に活かせること等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別講演…自治体合併後の、国の社会保障改革の中で市民の社会保障をいかに守っていくかの展望の糸口をつかむ</li> <li>・「公共交通」…1960年代以降のモータリゼーションの流れの中で、交通権を守る立場から地域の公共交通をいかに構築していくかを、各地の実践から学ぶことは多い。</li> <li>・「財政分析」…交付税に頼らざるを得ない地方財政において、自主財源をいかに確保するか、いかに市民本位の予算を立て、執行するか、いっそうの財政分析・研究が必要である。</li> <li>・「医療保険制度」…医療保険の県単位化の中で持続可能な医療保険制度にするために、市民の健康増進、健康寿命の延伸を進めるとともに、国の財政支援が決定的に大切である。</li> </ul>	

## 別紙

## 政務活動実施状況

活動名	「議員の学校:特別版・社会保障講座」への参加と研修	
活動区分	① 調査研究 ②研修 ③資料作成 ④資料購入 ⑤広報広聴 ⑥要請・陳情 ⑦その他	
活動の目的	「社会保障の基本について学び、安曇野市の課題を深め、市民生活の向上に少しでも役立てる銀としての力量を高める。	
活動の概要	日時	令和2年 1月27日(月) 13時から 令和2年 1月28日(火) 17時15まで
	研修先・主催者等	東京都立川市 たましんRISURUホール 主催: NPO法人多摩住民自治研究所
	報告内容・実施したこと。	<p>○2日間で下記の5講座を受講した。</p> <p><b>講義1 社会保障拡充を求める住民活動</b> ～埼玉県社会保障推進協議会の活動実践から～ 講師 埼玉県社会保障推進協議会副会長 原富 悟先生</p> <p><b>講義2 貧困問題と生活保障の課題</b> ～増え続ける高齢者の貧困問題と生活保護制度の課題～ 講師 日本福祉大学元教授・多摩住民自治研究所副理事長 石川 満先生</p> <p><b>講義3 社会保障給付費削減は住民生活に何をもたらすか</b> ～政府の新年度予算を読み解く～ 講師 石川満先生</p> <p><b>講義4 障がいのある人の権利を守るために</b> ～市町村は何をすべきか～ 講師 「議員の学校」校長 池上 洋通先生 多摩住民自治研究所理事</p> <p><b>講義5 子どもの貧困と子どもの権利をとりまく課題</b> ～その解決への道筋をさぐる～ 講師 立教大学名誉教授 浅井 春夫先生</p>
まとめ(感想・市政に活かせること等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1講から</li> </ul> <p>埼玉県下64県・市町村を社保協キャラバンで、社会保障の充実を求める陳情や懇談会を重ね、自治体の変化も生み出している。この報告から、住民運動の必要性や系統性、それを継続していくことが大切さを教えられた。</p> <p>行政を市民の立場に転換するためにも、このような、系統性や継続性、要求の正当性が必要であると感じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2、3講からは、</li> </ul> <p>国民年金老齢年金だけでは生活保護基準以下であり、日常生活を営むことは困難なことや、高齢者の生活保護者が増えていることが、様々なデータで明らかにしていただいた。高齢者の貧困につ</p>	

いて市の状況を明らかにし、生活保護受給者の実態をもっとリアルにつかんでいかなければならぬと感じた。

とりわけ、申請する側にも、申請を受ける側にも生活保護は恥、もっと自助が必要(就労や家族支援をいただく)等の意識が強い。これを憲法に保障された人権の問題であり、権利としての制度であるとした位置づけをもって、自分自身の相談活動に取り組み、行政にも言いつづけていかなければならぬ。

・第4講では、

池上先生の辛口にハッとさせられることが多かった。議会の役割は法律を作ることだから、障がい者の権利条例を全ての市町村で、当事者に沿い当事者目線から、障がい者が市民と共に暮らしやすい街をつくる、そんな条例を作っていく必要があると感じた。

また、裁判で注目されている相模原市の障がい者入所施設「津久井やまゆり園」殺傷事件について、犯人植松被告について「彼を「死刑」で済ませてはいけない。彼の持つ優生思想は、私たちのこの社会が作り出してしまったものであり、日々作っているものではないのか」という指摘には、憤りだけでは済まされない、事件の背後にいる彼を凶行に走らせてしまったものをえぐり出さなければならない。

そうした取り組みと合わせて、安曇野市でも障がい者の人権が守られ、発達が保障される条例を作り、その条例を市政に活かしだれもが安心して健やかに暮らせる市にしたいと感じた。

講師が取り組んだ日野市の「障害者差別解消推進条例」は大いに参考になるし、この条例をベースに障がい者の皆さんとともに条例づくりの運動を起こしたい。

・講義5では、

浅井春夫先生より、子どもの貧困をめぐる状況とそれを解決していくための条例づくりの提案を受けた。

現在の日本の子どもの貧困率は、話題となった2012年の6人に1人(16.3%)から、2015年には7人に1人(13.9%)になった。ユニセフの子どもの貧困にかかる報告書では、日本は先進国41カ国中34位で、最貧困層に配分される所得も標準的な子どもの4割に満たない、非常に深刻な状態である。

子どもの貧困に対する定義がない。貧困とは人間が生活していくために必要な資源の不足・欠如の状態をいうが、家庭内での公平な資源分配を前提に、子どもにかけられる所得の中央値の半分以下である場合、いわば普通の生活半分以下のすいじゅんにあることをいう。

貧困をどうみるか。①経済的貧困。ア必需品の不足 イ教育費の不足 ウ経験の貧困 ②貧困な文化 ア暴力の文化 イ個の否

定 ウ諦めの文化 ③発達の貧困 ア自己肯定感の低下 イ行動の暴力的傾向 ウ行動の無謀化 学力もお金があるなしで作られる。社会的な反映が子どもの貧困に表れていると指摘された。

子ども期の階層化＝進学機会の不利⇒就職機会の不利⇒低収入・低労働条件⇒子育て世帯の低所得・貧困も子ども時代の貧困生活も教育機会の剥奪・低減も子ども期の階層化 という子どもの貧困の再生産サイクルの負のスパイラルを示された。

子どもの貧困の解決 解決のために何を具体化するかと、政府は「子どもの貧困対策法」(2013年)「子供の貧困対策に関する大綱について」(2014年)を制定し閣議決定を行ったが、政府として子どもの貧困をなくす数値目標や自治体への強制もない。そこで自治体として何に取り組むか明確にするために、「子どもの貧困対策条例」を作つて、法令に基づき、子どもの貧困の解決のために具体的な子ども支援を行うべきだと提案された。

子どもの貧困を解決する4つの処方箋として、全国的に広がつた「子ども食堂」や学習支援に見られる、子どもにも①「健康と食の保障」も②「学習権：進学権の保障」(生活困難な世帯の子どもたちは生まれる前から差別され就学の機会を奪われる)も③「経済的支援」(子どもに自分の机があるか、パソコンや参考書はどうか。個々の子どもに欠けているものはないかなどの視点で。子どもの貧困のイメージが、戦災孤児やアフリカの飢餓状況にある姿だったとすれば、それはあまりにもイメージが「貧困」)も④「労働生活への連結」(非正規労働者が労働者の4割になり、若い世代では2人に1人が非正規労働者だ。これでは貧困の連鎖を断ち切ることができない)

子どもの貧困をとらえる視点として、①生活領域での視点 子どもはそれぞれの領域で違った顔をする。その子らしい顔をとらえる。②生活構造の視点 ③生活史の視点 子どもには子どもの歴史がある、の3点が必要だ。

イギリスのでは2004年に「END CHILD POVERTY」を謳い「チャイルド・トラストファンド」子どもが生まれた時にその子名義で貯金するシステムがある(国から250ポンドの口座子どもたちに贈られ、18歳になるまで親でも引き出すことはできない)。子どもの貧困対策として、困難を公的機関につなげる。

日本では、文科省も学校は子どもの貧困のプラットホームになるとしている。市町村の教育委員化が取り組むに就学援助にも専任の職員を確保すべきだ。学習支援にも、民間の塾産業が参入するのでなく、地域で、社会が見捨てないというメッセージの発信が必要。学校にも school social worker や school counselor が必要。職員一人では対応できない。お金を使って子どもに向

合っているかが問われる。子どもの貧困を身近に感じ、関心を持ち続けるか、私たちの姿勢、取組みの本気度が問われている。具体的な行動として、調査活動を行って事実関係を確かめ、現実を変える手立てを模索。子どもを誰一人見捨てない取組みをする。

家庭の状況で、朝食を食べられない子どもたちがいる。食べてこなかつたら学校で食べられるようとする。イギリスでもアメリカでもそうした取り組みは行われている。

生活保護を受けていると大学にも進学できない日本、これは改めるべきだ。進学準備給付金、進学に当たって、自宅から通う子どもには10万円、別居する子どもには30万円の支給など。どこにお金を使うべきか。オスプレイよりも子どもの貧困解決へ。

子どもの貧困対策条例制定の運動。法令に基づく目標数値を持ち、公的な約束として本気で、子どもの貧困解決に取り組む。

条例には、前文、1、条例の目的と役割 2、貧困率の削減目標 3、(子どもの貧困についての) 調査 4、包括的貧困対策の計画を書き込む。

子ども明るいところに着目する。①事実に即し、具体的に評価する。②タイミングよく声をかける。③心を込めて、表情と言葉をマッチさせて、子どもの良かった探しをする。

希望には二人の娘がいる。一人は怒りであり、もう一人は勇気だ。貧困の根本を質す取組みを。なぜ貧困が生まれるのか、これをなくすにはどうしたらよいのかなど。

#### ○講義から

・国によってほとんどの社会保障関連の給付が削られ、社会保障制度もねじ曲げられてきた中で、社会保障は権利であるという大きな柱が崩されてきている。

地方自治は、国民の身近にあって「憲法」が保障する様々な権利を、具現化する使命をもっている。だとするなら、日野市のような障がい者差別解消推進法やまだ条例化が遅れている権利主体の子どもを真正面に捉えた、「子どもの貧困対策条例」などを制定していく取組みが必要であると感じた。

詳細は十分に語れないが、その必要性だけでも議会で取り上げていきたい。

備考 政務活動等実施状況は活動ごとに作成し、領収書その他支出を証する書類を最後にまとめて添付すること。